

■ Legal Update ■

ミャンマー、初めての消費者保護法公布へ

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー政府は、2014年3月14日、最初の消費者保護法(以下、同法)を公布しました。同法は、合計12章で構成されており、消費者及び事業者の権利・義務、消費者保護中央委員会に関する事項、消費者紛争調停機構等に関する事項を規定しています。以下では、同法の主要内容に関して検討します。

1. 消費者の権利と義務

1) 消費者の基本権利

消費者は、次のような基本権利を有します(同法第6条(a)項)。

- (i) 物品、または、サービスを安全に使用する権利
- (ii) 公認された価値、規定、保証によって物品、または、サービスの提供を受ける権利
- (iii) 物品、または、サービスの条件及び保証事項と関連する完全なる情報の提供を受ける権利
- (iv) 物品、または、サービスによる紛争解決のための苦情提起、消費者保護及び正しい解決策の提供を受ける権利
- (v) サービス提供において公正な取り扱いを受ける権利

2) 消費者の義務

同法によって、消費者は以下のような義務を負担します(同法第6条第(b)項)。

- (i) 消費者安全のための指針及び情報を遵守すべき義務
- (ii) 消費者紛争調停機構(以下、調停機構)の調停案を遵守すべき義務
- (iii) 事業者に不適切な費用を請求しない義務
- (iv) 関連機構が消費者紛争を解決する過程である場合、事業者を非難するためにマスコミへの意見提示、寄稿等をしない義務

2. 事業者の義務

事業者は、同法によって、(i) 物品、または、サービスに対する透明な情報を提供すること、(ii) 品質確認が必要な場合、物品、または、サービスを購入する前に、消費者に対して品質確認ができる権利を与えること、(iii) 契約、または、公認した事項を正確に遵守してサービスを提供すること、(iv) 関連機構が消費者紛争を解決する過程である場合、消費者を非難するためにマスコミへの意見提示、寄稿等をしない義務等を負担します(同法第7条第(b)項)。

3. 消費者保護委員会設立や機能

ミャンマー連邦政府は、同法によって、消費者保護中央委員会(以下、委員会)を構成する義務を負担します(同法第4条第(a)項)。委員会は、(i) 消費者保護法が成功裏に施行されるように努力、(ii) 連邦政府が関連規則を制定するときへの助力や支援、(iii) 民間消費者保護機構の奨励、消費者、消費者保護機構、または、その他消費者保護と関連する機構が提起した苦情の解決、(iv) 必要な場合、消費者保護と関連する設問及び調査進行、(v) 国際的、地域的組織との意見交換、(vi) 食用禁止物品と関連する事項を関連省庁や機構へ通知、(vii) 事業者に対する消費者保護関連教育進行等の業務を遂行しなければなりません(同法第5条)。

4. 消費者紛争の解決

委員会は、消費者紛争解決及び体系的な消費者保護業務を遂行するための調停機構を設置しなければ

りません(同法第16条)。調停機構は、消費者紛争に関する協議及び調停、消費者に対して消費者保護と関連する知識広報、委員会が委任する業務を遂行することができます(同法第17条)。

一方、調停機構は、消費者紛争解決のために、事業者、証人、専門家やその他消費者紛争関連者の尋問のために出席を命じなければならず、証拠書類の調査、消費者被害如何に対する調査等をしなければなりません(同法第18条)。調停機構は、事業者が消費者保護法による義務に違反した事業者に対し、注意、警告、罰金賦課、一定期間の物品及びサービス提供禁止、消費者に有害な物品の破棄等の措置をとることができます(同法第19条)。

5. 罰則

同法に違反した事業者は、3年以下の懲役、または、5百万チャット以下の罰金刑が併課されることがあり(同法第23条)、消費者は、上記の刑事処罰を受けた事業者に対し、民事上の損害賠償を請求することができます(同法第24条)。